

神戸市 農業委員会だより

2023年度（冬号）

発行：神戸市農業委員会事務局

電話 078-984-0387

FAX 078-984-0388

明けましておめでとうございます。



神戸市農業委員会
会長 前中 悠一

皆さまにおかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日ごろから農業委員会活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、長らく自粛や制限されていた様々な経済活動が再開され、農業委員会もコロナ以前と同様の積極的な活動を行えるようになりました。しかし、農業を取り巻く環境は、高齢化・担い手の減少に加え、生産資材・燃油等の価格高騰など、依然厳しい状況が続いています。

現在、国では、25年ぶりの「食料・農業・農村基本法」改正に向けて、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」の観点からの検証・見直しが行われています。

このような中、地域が抱える「人」と「農地」の問題を一体的に解決し、持続可能な農業・農村を次世代に引き継ぐため、地域の話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿等を明確化する「地域計画」策定の取り組みが昨年より始まりました。

農業委員会としては、地域農業の重要な指針となる地域計画策定に向けて、引き続き地域の皆さま方との連携・協力を進めるとともに、地域の農地と担い手を守るため、農業者の代表としての役割を果たせるよう、本年も委員一同鋭意取り組む所存です。

最後になりましたが、新しい年が皆さまにとりまして幸多き年でありますようお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

西浦委員が令和5年度兵庫県自治賞を受賞されました！

自治の精神に基づき、明るく住みよい地域社会づくりに貢献している個人に贈られる「兵庫県自治賞」を当委員会の西浦秀男農業委員が受賞されました。表彰式は令和5年11月15日（水）に兵庫県民会館で行われ、これまでの活動と功績が称えられました。

西浦委員は、平成27年9月から3期8年にわたり、農業委員や農地利用最適化推進委員として、地域農業の振興に尽力されています。



第 63 回 ~ 64 回 月例総会 結果報告

【現地調査を実施】

月例総会で審議する案件について、農業委員と事務局職員で11月17日（金）、12月14日（木）に現地調査を行いました。



【審議・決定結果概要】

月例総会の結果は以下のとおりです

総会開催日【 63 回 】 11/30（木）
【 64 回 】 12/25（月）

		件数	
		63回	64回
農地の権利移動（法3条）	所有権移転	4	5
農地の権利移動（相続等、許可不要）（法3条の3）		9	5
権利移動を伴わない転用（法4条）	市街化区域	5	4
	調整区域	1	0
権利移動を伴う転用（法5条）	市街化区域	7	2
	調整区域	1	2
賃借権の解約（法18条）		5	4
利用権の設定		39	118

【新規就農者のご紹介】

11月、12月に新規就農された方は次のとおりです。
地元農家の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

新規就農者	年齢	就農地
谷口 育史	60代	北区淡河町
池尻 裕	30代	北区淡河町
谷口 武史	50代	西区押部谷町
北井 健久	50代	西区押部谷町
樫原 定雄	70代	西区樋谷町
田村 茂	50代	北区大沢町
小栗 広恵	40代	北区山田町
田村 彩花	20代	西区伊川谷町

【地域計画について】

市では現在、地区毎に「地域計画」の概要説明や農地に関するアンケート調査を実施しています。

また、調査結果を元に地図を作成し、地域課題や将来の農地の利用方針について話し合いを行っています。

地域計画の概要、アンケート調査様式、地区の地域計画策定状況は市ホームページで掲載しています。



↑市ホームページ
「人・農地プランから地域計画へ」

農地パトロールを実施しました！

農業委員会では、毎年、農地法に基づき、「農地の利用状況調査（農地パトロール）」を実施しています。

今年度も12月に農業委員会が地域を巡回し、農地が遊休化していないか、適切に管理されているかなどを調査しました。

現地調査では、昨年度導入した農地状況把握アプリ「ACTABA（アクタバ）」を活用し、タブレット端末に遊休農地の判定結果や写真を直接入力するなどにより、効率的なパトロールに努めました。

調査後は、遊休農地に対して農地への復元を促すなど解消を図っていく予定です。



農地管理ができず、売りたい・貸したい場合は

農地の売り先や借り手を探しているがなかなか見つからないという方は、次のような方法を利用して探すことも可能です。



農地バンク（神戸・里山暮らしのすすめ）

WEBへ農地の情報を掲載できます。

(078) 984-0387

（窓口：神戸市農業委員会）

<https://kobe-satoyama.jp/>



農地中間管理機構（ひょうご農林機構）

農地の売買・貸借の相談ができます。

(078) 742-8325

（窓口：神戸農地管理事務所）

<https://www.forest-hyogo.jp/work/01farm-1/>



【各種申請受付締切について】

申請関係の受付締め切りは次のとおりです。

各種申請書は、神戸市農業委員会のホームページからもダウンロードできます。

	申請受付締切日
農地法3条申請	毎月末
納税猶予関係	
農地法4・5条申請	毎月10日
その他（非農地証明など）	
月例総会で審議されない届出・証明は随時受付	

（上記締切日が休日の場合はその前日まで）



【神戸市農業委員会の今後の活動（予定）】

■第65回 月例総会 / 第15回 推進委員会 / 第9回 定期総会

1月30日（火） 午後2時から（三宮研修センター）

■第66回 月例総会 2月29日（木） 午後2時から（三宮ビル東館）

■第67回 月例総会 3月28日（木） 午後2時から（三宮ビル東館）



会議の日時・場所等は都合により変更される場合があります。

多彩な農産物の生産が行われ、多様な農村地域がある神戸市の農業委員の地元を紹介しています。
今回は、自然環境に恵まれた緑豊かな神戸市西区岩岡町で、がんばっている農家さんをご紹介します。

【神戸市西区岩岡町】

神戸市の最西部に位置し、古くから神出と播磨地方を結ぶ交通の要路で、町内はのどかな農村風景が広がっています。水利に乏しく雑木林が点在する土地でしたが、元禄時代から開発が行われ、明治以降の淡河・山田疎水や東播用水の完成により、農業が盛んな地域に生まれ変わりました。商業作物として開かれた煙草畑には、明治に西洋の品種と技術がいち早く導入され、近代煙草栽培の発祥地とされています。近年、都市化が進んでいますが、キャベツやイチジクなど多くの作物も栽培されています。

異業種から農家へ！がんばる農業者

きのした まさき
木下 真規 さん

木下真規さんは、10年前にアパレル会社を辞め、家業を継ぐ形で就農しました。現在では、「こうべ旬菜」の岩岡キャベツ部会で副部会長を務めるなど、若手の代表として部会を引っ張っている大きな存在です。

キャベツは神戸市内で生産量が一番多い野菜で、その多くを岩岡町で生産しています。出荷時期には木下さんは、朝5時に起きて畑へ向かい、キャベツ一つ一つを専用の包丁で刈り取り、神戸をはじめとした京阪神に出荷しています。



【労働力は？】

本人、父、母

【耕作面積は？】

キャベツ畑 100a

【出荷は？】

1日約100ケース出荷

最盛期には1日約800個を収穫

出荷期間は11月頃から翌年の5月頃まで

【キャベツ作りをしていて苦労していることは？】

天候に左右されること。去年でできたことが、今年は通じないなど天候が変わればやり方も変わってきます。

肥料の分量にも気を遣います。雨で肥料が流れて肥料切れでうまく育たなかったり、逆に水が少ないと肥料焼けするので、苦労しています。

【木下さんのキャベツの特色は？自慢できることは？】

一番の魅力は鮮度がいいことです。

化学肥料や化学合成農薬の使用を通常栽培よりも減らしています。良いキャベツには土づくりも大切で、地元で生産された堆肥や有機質肥料を使用しています。

春キャベツは柔らかくて、生のままのサラダなどのフレッシュな状態で食べられます。冬キャベツは葉も茎も立派になるので、火を通す料理向きです。塩・コショウだけ味付けだけでも美味しく、ロールキャベツにも向きます。



【農業をやっている楽しいことは？】

計画通り出来たら嬉しいし、いいモノが出来たら楽しいです。やればやれるほど成果が見えるのでやりがいがあります。

【これから農家を目指す方にメッセージを。】

頑張ったら頑張った分、モノになります。自分で経営できるので、働けば働くほど収入も増えます。自由に作業プランも立てられるので、自由時間も確保しやすいです。

【木下さんがこれから頑張っていきたいことは？】

岩岡の歴史あるキャベツ作りを維持することです。キャベツ栽培の仲間を増やして、たくさんの人に岩岡のキャベツを食べてもらいたいです。

キャベツはビタミンC、ビタミンK、カロテン、カルシウム等を豊富に含む栄養価の高い野菜。

知って得する農業者年金

農業者の方は、
国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」
に加入して安心して豊かな老後を！

終身年金で
安心！



ポイント1 農業者なら誰でも入れる「終身年金」

ポイント2 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助

ポイント3 税制面で大きな優遇措置



ポイント1

農業者なら誰でも入れる「終身年金」

●農業者年金の加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要

①年間60日以上農業に従事 ②65歳未満 ③国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）（ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

●保険料の設定は自由、加入・脱退も自由

保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。さらに加入・脱退も任意のため、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能です。（ただし、脱退一時金はなく、積立てた保険料は将来年金として受給できます）

●「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることが出来ます。また、万が一、80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として、要件を満たす遺族の方が受け取り、死亡一時金は非課税です。（加入期間等により、保険料払込額を下回る場合があります。）

試算表 ～農業者年金の受給額の試算～

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	61万円	52万円	1,306万円	1,394万円
		2万円	960万円	80万円	68万円	1,718万円	1,833万円
30歳	30年	1万円	660万円	47万円	40万円	1,017万円	1,086万円
		2万円	720万円	53万円	45万円	1,140万円	1,216万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	675万円	720万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	321万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.70%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済情勢により上下します。制度発足以降の20年間（令和3年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.94%です。

※各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和5年度は0.70%となっています。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

詳しい年金額
シミュレーションは
こちら →



ポイント2

一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助

- 認定農業者かつ青色申告の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。（月額2万円のうち最高1万円、通算で最大216万円）
- 保険料の国庫補助分は、将来、経営継承をする等の一定の要件を満たせば、将来、特例付加年金として受給することが出来ます。

ポイント3

税制面で大きな優遇措置

●保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

●保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。

●将来年金として受け取る際も控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

TEL: 03-3502-3199

●企画調整室

TEL: 03-3502-3942



農業者年金が さらに便利になります！

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

ポイント

1

令和4年1月から

若い農業者が加入しやすいよう
保険料が引き下げられます

(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)

ポイント

2

令和4年4月から

農業者年金の受給開始時期の
選択肢が広がります

(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)

農業者老齢年金：65歳以上75歳未満

特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)

ポイント

3

令和4年5月から

農業者年金の加入可能年齢が
引き上げられます

(60歳以上65歳未満の方も加入できます)



詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



ポイント

1の説明

令和4年1月から

35歳未満の方は、月額1万円から加入できる！

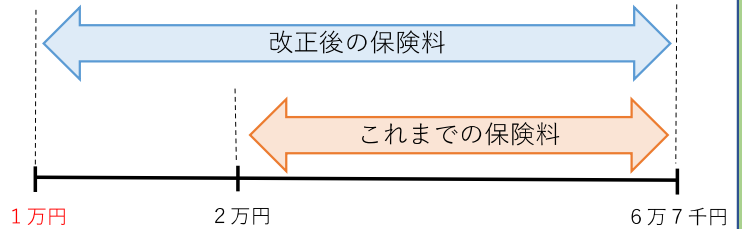
35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになります。（保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。）

【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】

- 次の①～⑤のいずれにも該当しない方
- ① 認定農業者かつ青色申告者
 - ② 認定就農者かつ青色申告者
 - ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
 - ④ 認定農業者又は青色申告者
 - ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】

（千円単位で選択できます）



ポイント

2の説明

令和4年4月から

年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！

（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】

- ・ 農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・ 特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）

【年金の受給要件】

【農業者老齢年金】

- ・ 65歳以上であること

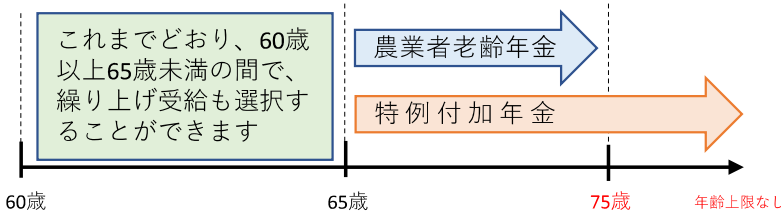
【特例付加年金】

- ・ 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- ・ 農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
- ・ 65歳以上であること

これまでどおり、60歳以上65歳未満の間で、繰り上げ受給も選択することができます

農業者老齢年金

特例付加年金



ポイント

3の説明

令和4年5月から

加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ！

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】

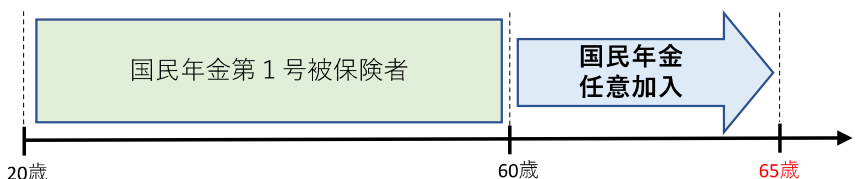
国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます

【農業者年金の加入要件】

農業に従事（年間60日以上）する方で

国民年金第1号被保険者

国民年金任意加入



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJA又は農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員
TEL: 03-3502-3199

● 企画調整室
TEL: 03-3502-3942